（金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部改正）

第三条　金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件（平成十六年金融庁告示第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百四十号）第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等は次に掲げる金融機関等とし、平成十六年八月一日から適用する。	［同上］
［略］	［同上］
株式会社ドコモＳＭＴＢネット銀行	住信ＳＢＩネット銀行株式会社
［略］	［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部改正）

第四条　本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（登録金融機関）	（登録金融機関）
第二条　金融商品取引法施行令第四十三条第二項の金融庁長官の指定する登録金融機関は、次に掲げる者とする。	**第二条**　［同上］
［一～十二　略］	［一～十二　同上］
十三　株式会社ドコモＳＭＴＢネット銀行	十三　住信ＳＢＩネット銀行株式会社
［十四～四十五　略］	［十四～四十五　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

○経済産業省・国土交通省告示第六号

容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）第七十二条の規定に基づき、鉄道車両に固定する容器等の検査及び再検査における規格を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年八月三日

経済産業大臣　赤澤　亮正

国土交通大臣　金子　恭之

鉄道車両に固定する容器等の検査及び再検査における規格を定める件の一部を改正する告示

鉄道車両に固定する容器等の検査及び再検査における規格を定める件（昭和四十一年通商産業省・運輸省告示第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　鉄道車両に固定する容器（超低温容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器を除く。）の容器検査における規格は、容器保安規則（以下「規則」という。）第七条第一項に規定するもののほか、次の各号に掲げるものとする。	一　鉄道車両に固定する容器（超低温容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器を除く。）の容器検査における規格は、容器保安規則（以下「規則」という。）第七条第一項に規定するもののほか、次の各号に掲げるものとする。
1～6　（略）	1～6　（略）
7　胴又は鏡板に穴を設けるときは、日本産業規格Ｂ８２６５（２０１７）圧力容器の構造―一般事項に定めるところにより補強すること。	7　胴又は鏡板に穴を設けるときは、日本工業規格Ｂ８２７２（1993）圧力容器の穴補強に定めるところにより補強すること。
8　（略）	8　（略）
9　マンホールの平形ふた板の肉厚は、日本産業規格Ｂ８２６５（２０１７）圧力容器の構造―一般事項に定めるところによること。ただし、設計圧力は、規則第二条第二十五号の最高充塡圧力とする。	9　マンホールの平形ふた板の肉厚は、日本工業規格Ｂ８２７５（1993）圧力容器のふた板に定めるところによること。ただし、設計圧力は、規則第二条第二十五号の最高充てん圧力とする。
10・11　（略）	10・11　（略）